

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
2	個人住民税事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

狭山市は個人住民税事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

埼玉県狭山市長

公表日

令和3年9月10日